

I 利用上の注意

1 商業統計調査について

(1) 調査の目的

商業統計調査は、我が国の商業の実態を明らかにすることを目的としている。

(2) 調査の根拠

商業統計調査は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく「基幹統計調査」であり、商業統計調査規則（昭和 27 年通商産業省令第 60 号）によって実施している。

(3) 調査の期日

平成 26 年商業統計調査は、平成 26 年 7 月 1 日現在で実施した。

なお、商業統計調査は周期調査であるが、平成 9 年以降の調査から 5 年ごとに実施し、その中間年（調査の 2 年後）に簡易な調査を実施している。

また、経済センサスの創設に伴い、商業統計調査は経済センサス-活動調査実施年の 2 年後に実施することとなり、今回は総務省所管の経済センサス-基礎調査との同時調査（一体的）により実施した。

年次別の調査期日は、以下のとおり。

調査年次	調査期日	調査種別	調査年次	調査期日	調査種別
昭和 27 年調査	9 月 1 日	卸売・小売業、飲食店	昭和 57 年調査	6 月 1 日	卸売・小売業、飲食店
〃 29 〃	9 月 1 日	〃	〃 60 〃	5 月 1 日	卸売・小売業
〃 31 〃	7 月 1 日	〃	〃 61 〃	10 月 1 日	一般飲食店
〃 33 〃	7 月 1 日	〃	〃 63 〃	6 月 1 日	卸売・小売業
〃 35 〃	6 月 1 日	〃	平成元年調査	10 月 1 日	一般飲食店
〃 37 〃	7 月 1 日	〃	〃 3 〃	7 月 1 日	卸売・小売業
〃 39 〃	7 月 1 日	〃	〃 4 〃	10 月 1 日	一般飲食店
〃 41 〃	7 月 1 日	〃	〃 6 〃	7 月 1 日	卸売・小売業
〃 43 〃	7 月 1 日	〃	〃 9 〃	6 月 1 日	〃
〃 45 〃	6 月 1 日	〃	〃 11 〃	7 月 1 日	〃（簡易調査）
〃 47 〃	5 月 1 日	〃	〃 14 〃	6 月 1 日	卸売・小売業
〃 49 〃	5 月 1 日	〃	〃 16 〃	6 月 1 日	〃（簡易調査）
〃 51 〃	5 月 1 日	〃	〃 19 〃	6 月 1 日	卸売・小売業
〃 54 〃	6 月 1 日	〃	〃 26 〃	7 月 1 日	〃

※平成 26 年調査は、日本標準産業分類の第 12 回改定及び調査設計の大幅変更を行ったことに伴い、前回実施の平成 19 年調査の数値とは接続しない。

(4) 調査の範囲

商業統計調査の範囲は、日本標準産業分類（平成 25 年総務省告示第 405 号）に掲げる「大分類 I－卸売業、小売業」に属する事業所（警戒区域等をその区域に含む調査区分にある事業所（商業統計調査規則第 4 条参照）を除く）を対象とした。

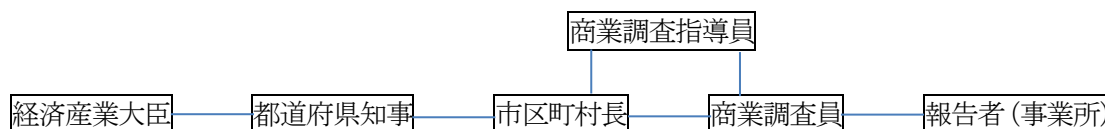
調査は、民営の事業所を対象とした。例えば、商業以外の会社、官公庁、学校、工場などの構内にある別経営の事業所（売店等）、また、店舗を有しないで商品を販売する訪問販売、通信・カタログ・インターネット販売などの事業所も調査の対象とした。

なお、調査期日に休業若しくは清算中、季節営業であっても専従者がいる事業所は対象とした。

(5) 調査の方法及び経路

商業統計調査の調査経路及び調査方法は、以下のとおり。

ア 報告者（事業所）が自ら調査員によって配布された調査票に記入（自計方式）し、調査員が回収する又はオンライン提出による調査員調査方式



イ 商業事業所の本社・本店等が傘下の商業事業所の調査票を事業所ごとに作成し、一括して経済産業省へ郵送又はオンラインにより提出する本社等一括調査方式



(6) 調査の項目

調査票の調査項目は、法人組織の事業所については次の①～⑱の全ての項目、個人経営の事業所については⑦、⑯～⑱を除く項目である。

なお、調査項目のうち⑩～⑮は、小売業のみの調査項目である。

調 査 項 目	
① 事業所の名称及び電話番号	⑪ セルフサービス方式採用の有無
② 事業所の所在地	⑫ 売場面積
③ 事業所の従業者数	⑬ 営業時間等
④ 事業所の開設時期	⑭ 来客用駐車場の有無及び収容台数
⑤ 経営組織	⑮ チェーン組織への加盟の有無
⑥ 単独事業所・本所・支所の別	⑯ 年間商品仕入額の仕入先別割合
⑦ 資本金等の額及び外国資本比率	⑰ 年間商品販売額のうち卸売販売額の販売先別割合
⑧ 年間商品販売額等	⑱ 企業の事業所数等
⑨ 年間商品販売額の販売方法別割合	
⑩ 年間商品販売額のうち小売販売額の商品販売形態別割合	

(7) 集計対象について

調査結果のうち、産業大分類が「Ⅰ－卸売業，小売業」に格付けられた事業所について、以下のとおり集計した。

ア Ⅱ調査結果の概要「1 概況」（1）卸売業及び小売業の調査対象事業所の結果
産業大分類「Ⅰ－卸売業，小売業」に格付けられた事業所（調査対象事業所）をすべて集計した。

イ Ⅱ調査結果の概要「1 概況」（2）卸売業及び小売業の集計対象（有効回答）事業所の結果
以降の概要、統計表

産業大分類「Ⅰ－卸売業，小売業」に格付けられた事業所のうち、以下の全てに該当する事業所（集計対象（有効回答）事業所）について集計した。

- ・ 管理，補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと
- ・ 産業細分類の格付に必要な事項の数値が得られた事業所であること

このため、上記ア、イの事業所数、従業者数は一致しない。

(8) 概況における留意点

- ア 平成 26 年商業統計調査は、日本標準産業分類の第 12 回改定及び調査設計の大幅変更を行ったことに伴い、前回実施の平成 19 年商業統計調査の数値とは接続しないため、平成 19 年調査との比較は行っていない。
- イ 平成 24 年経済センサス - 活動調査（卸売業、小売業）についても、「事業所数」、「従業者数」、「年間商品販売額」等の集計値での比較は両調査の集計対象範囲の違いもあり行っていない。
- ウ 本文中の「構成比」については、積み上げた数値とその合計値は端数処理の関係で必ずしも一致しない。
- エ 年間商品販売額、その他の収入額及び商品手持額の産業分類別数値については、千円単位で四捨五入を行い万円単位での金額表示をしているため、数値の積み上げが合計値と必ずしも一致しない。
- オ 概況の「栃木県内市町」の数値は、栃木県が公表した「栃木県の商業（平成 26 年商業統計調査結果報告書）」から転写した。

2 平成 26 年商業「統計表」について

(1) 商業統計調査用分類

商業統計調査用分類は、原則として日本標準産業分類（平成 25 年総務省告示第 405 号）に準拠している。

(2) 事業所の産業の決定方法

事業所を産業分類別に集計するための産業の決定（格付け）方法は、次のとおり。

ア 一般的な方法

- ① 取扱商品が単品の場合は、商品分類番号 5 桁のうち上位 4 桁の分類番号で細分類を決定する。
- ② 取扱商品が複数の場合は、まず商品分類番号上位 2 桁の卸売品目（51～55）と小売品目（57～60）でいずれの販売額が多いかによって卸売業か小売業かを決定する。
- ③ 産業分類の格付けについては、商品分類番号上位 2 桁の販売額で分類集計し、その最も大きい上位 2 桁によって、産業中分類（2 桁分類）を決定し、その決定された 2 桁の番号のうち、前記と同様な方法で上位 3 桁、上位 4 桁と順に分類し、産業細分類（4 桁分類）を格付けする。

イ 特殊な方法

卸売業のうち「各種商品卸売業（従業者が常時 100 人以上のもの）」、「その他の各種商品卸売業」及び「代理商、仲立業」、小売業のうち「百貨店、総合スーパー」、「その他の各種商品小売業」、「各種食料品小売業」、「コンビニエンスストア」、「ドラッグストア」、「ホームセンター」、「たばこ・喫煙具専門小売業」及び「無店舗小売業」については、以下の方法で格付けを行っている。

① 卸売業

- a 「5011 各種商品卸売業（従業者が常時 100 人以上のもの）」

表 1 の財別（生産財、資本財及び消費財）の 3 財にわたる商品を卸売し、各財の販売額がいずれも卸売販売総額の 10%以上で、従業者が 100 人以上の事業所。

b 「5019 その他の各種商品卸売業」

表1の財別（生産財、資本財及び消費財）の3財にわたる商品を卸売し、各小分類の販売額がいずれも卸売販売総額の50%未満で、従業者が100人未満の事業所。

なお、上記ア、イについて、生産財、資本財及び消費財の3財にわたる商品を扱っていても、生産財の品目が「536 再生資源卸売業」のみ、または、消費財の品目が「559 他に分類されない卸売業」のみの場合には、一般的な方法による卸売業格付けとする。

表1 財別と産業分類

財 別	小分類	産 業 分 類 名
生 産 財	511	繊維品卸売業（衣服、身の回り品を除く）
	532	化学製品卸売業
	533	石油・鉱物卸売業
	534	鉄鋼製品卸売業
	535	非鉄金属卸売業
	536	再生資源卸売業
資 本 財	531	建築材料卸売業
	541	産業機械器具卸売業
	542	自動車卸売業
	543	電気機械器具卸売業
	549	その他の機械器具卸売業
消 費 財	512	衣服卸売業
	513	身の回り品卸売業
	521	農畜産物・水産物卸売業
	522	食料・飲料卸売業
	551	家具・建具・じゅう器等卸売業
	552	医薬品・化粧品等卸売業
	553	紙・紙製品卸売業
	559	他に分類されない卸売業

c 「5598 代理商，仲立業」

「卸売販売額」と「その他の収入額の仲立手数料」を比較し、仲立手数料が多い場合に「代理商，仲立業」に格付けする。

② 小売業

a 「5611 百貨店，総合スーパー」

表2の衣（中分類57）、食（中分類58）、住（中分類59、60）にわたる商品を小売し、衣、食、住の各販売額がいずれも小売販売総額の10%以上70%未満で、従業者が50人以上の事業所をいう。

b 「5699 その他の各種商品小売業（従業者が常時50人未満のもの）」

表2の衣（中分類57）、食（中分類58）、住（中分類59、60）にわたる商品を小売し、衣、食、住の各販売額がいずれも小売販売総額の50%未満で、従業者が50人未満の事業所をいう。

表2 「衣」、「食」及び「住」と産業分類

衣・食・住別	中分類	産 業 分 類 名
衣	57	織物・衣服・身の回り品小売業
食	58	飲食料品小売業
住	59	機械器具小売業
	60	その他の小売業

c 「5811 各種食料品小売業」

中分類「58 飲食料品小売業」に格付けされた事業所のうち、表3の小分類「582～589」までのうち、3つ以上の小分類に該当する商品を小売し、そのいずれもが「飲食料品小売販売額」の50%に満たない事業所をいう。

表3 飲食料品小売業に関する産業分類

産業分類	小分類	産 業 分 類 名
58 飲食料品小売業	582	野菜・果実小売業
	583	食肉小売業
	584	鮮魚小売業
	585	酒小売業
	586	菓子・パン小売業
	589	その他の飲食料品小売業

d 「5891 コンビニエンスストア（飲食料品を中心とするものに限る）」

中分類「58 飲食料品小売業」に格付けされた事業所のうち、セルフサービス方式を採用し、売場面積が30㎡以上250㎡未満で、営業時間が14時間以上の事業所をいう。

e 「6031 ドラッグストア」

小分類「603 医薬品・化粧品小売業」に格付けされた事業所のうち、セルフサービス方式を採用し、「60321 一般用医薬品」を小売している事業所をいう。

f 「6091 ホームセンター」

中分類「60 その他の小売業」に格付けされた事業所のうち、セルフサービス方式を採用し、売場面積が500㎡以上で、「60211 金物」「60221 荒物」「60421 苗・種子」のいずれかを小売している事業所をいう。

g 「6092 たばこ・喫煙具専門小売業」

商品分類番号「60921 たばこ・喫煙具」の販売額が小売販売総額の90%以上の事業所をいう。

h 「61 無店舗小売業」

販売形態の店頭販売の割合が0%及び売場面積が0㎡の事業所をいう。

3 主な用語の説明

(1) 事業所（商業事業所）

原則として一定の場所（一区画）を占めて「有体的商品を購入して販売する事業所」であって、一般的に卸売業、小売業といわれる事業所をいう。

(2) 卸売業

主として次の業務を行う事業所をいう。

ア 小売業者又は他の卸売業者に商品を販売する事業所

イ 産業用使用者（建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁等）に業務用として商品を大量又は多額に販売する事業所

ウ 主として業務用に使用される商品（事務用機械及び家具、病院・美容院・レストラン・ホテルなどの設備、産業用機械（農業用器具を除く）など）を販売する事業所

エ 製造業の会社が、別の場所で経営している自己製品の卸売事業所（主として管理事務のみを行っている事業所を除く）

例えば、家電メーカーの支店、営業所が自己製品を問屋などに販売している場合、その支店、営業所は卸売事業所となる。

オ 商品を卸売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所

修理料収入の方が多くても同種商品を販売している場合は修理業とせず卸売業とする。

カ 主として手数料を得て他の事業所のために商品の売買の代理又は仲立を行う事業所（代理商、仲立業）

代理商、仲立業には、一般的に、買継商、仲買人、農産物集荷業と呼ばれている事業所が含まれる。

(3) 小売業

主として次の業務を行う事業所をいう。

ア 個人（個人経営の農林漁家への販売を含む）又は家庭用消費者のために商品を販売する事業所

イ 産業用使用者に少量又は少額に商品を販売する事業所

ウ 商品を販売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所

修理料収入の方が多くても、同種商品を販売している場合は修理業とせず小売業とする。

ただし、修理のみを専業としている事業所は、修理業（大分類Rーサービス業（他に分類されないもの））とし、修理のために部品などを取り替えても商品の販売とはしない。

エ 製造小売事業所（自店で製造した商品をその場所で個人又は家庭用消費者に販売する事業所）
例えば、菓子店、パン屋、豆腐屋、調剤薬局など。

なお、商品を製造する事業所が店舗を持たず通信販売により小売している場合は、製造業（大分類E）に分類される。

オ ガソリンスタンド

カ 主として無店舗販売を行う事業所（販売する場所そのものは無店舗であっても、商品の販売活動を行うための拠点となる事務所などがある訪問販売又は通信・カタログ・インターネット販売の事業所）で、主として個人又は家庭用消費者に販売する事業所

キ 別経営の事業所

官公庁、会社、工場、団体、遊園地などの中にある売店等で他の事業者によって経営されている場合はそれぞれ独立した事業所として小売業に分類する。

(4) 単独事業所

他の場所に同一経営の本店、支店、支社、営業所などを持たない事業所（1企業1事業所）をいう。

(5) 本店

他の場所に同一経営の支店、支社、営業所などがあって、それらのすべてを統括している事業所をいう。

なお、本店の各部門がいくつかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を「本店」とし、他の事業所は「支店」とする。

(6) 支店

他の場所にある本店などの統括を受けている事業所をいい、支店、支社の名称をもつ事業所のほか、営業所、売店、出張所、企業組合の販売所などの名称で商品の売買を主として行っている事業所を含む。また、上位の本店などの統括を受ける一方、下位の事業所を統括している中間的な地域本店なども支店とする。

(7) 開設時期

当該事業所の事業内容に関わらず事業所を開設した時期とする。

(8) 従業者及び就業者

平成 26 年 7 月 1 日現在で、当該事業所の業務に従事している従業者、就業者をいう。

従業者とは「個人業主」、「無給家族従業者」、「有給役員」、「常用雇用者」の計をいい、就業者とは従業者に「臨時雇用者」及び「他からの出向・派遣従業者」を合わせ「従業者・臨時雇用者のうち他への出向又は派遣従業者」を除いたものをいう。

ア 「個人業主」とは、個人経営の事業主でその事業所の実際の業務に従事している者をいう。

イ 「無給家族従業者」とは、個人業主の家族で賃金・給与を受けず、ふだん事業所の仕事を手伝っている者をいう。

ウ 「有給役員」とは、法人、団体の役員（常勤、非常勤を問わない）で給与を受けている者をいう。

エ 「常用雇用者」とは、「正社員・正職員」、「パート・アルバイトなど」と呼ばれている者で次のいずれかに該当する者をいう。

① 期間を決めずに雇用されている者

② 1 か月を超える期間を定めて雇用されている者

③ 平成 26 年の 5 月、6 月のそれぞれの月に 18 日以上雇用された者

オ 「臨時雇用者」とは、常用雇用者以外の雇用者で 1 か月以内の期間を定めて雇用されている者や日々雇用されている者をいう。

カ 「他からの出向・派遣従業者」とは、別経営の事業所から出向・派遣されている者をいう。

キ 「従業者・臨時雇用者のうち他への出向又は派遣従業者」とは、従業者及び臨時雇用者のうち、別経営の事業所へ出向・派遣している者をいう。

ク 「パート・アルバイトなどの 8 時間換算雇用者数」とは、パート・アルバイトなどの従業者について平均的な 1 日当たりの労働時間である 8 時間に換算したもの。

(9) 年間商品販売額

平成 25 年 1 月 1 日から平成 25 年 12 月 31 日までの 1 年間の当該事業所における有体商品の販売額をいう。したがって、土地・建物などの不動産及び株券、商品券、プリペイドカード、宝くじ、切手などの有価証券の販売額は含めない。

(10) その他の収入額

平成 25 年 1 月 1 日から平成 25 年 12 月 31 日までの 1 年間の商品販売に関する修理料及び仲立手数料、製造業出荷額、飲食部門収入額、サービス業収入額などの商業活動（商品販売額）以外の事業による収入額を合計したもの。

(11) **セルフサービス方式（小売業のみ）**

セルフサービス方式とは、以下の3つの条件を兼ねている場合をいう。

ア 客が値札等により各商品の値段が判るような表示方式をとっていること。

イ 店に備え付けられている買物カゴ、ショッピングカート、トレーなどにより、客が自由に商品を選び取れるようなシステムをとっていること。

ウ 売場の出口などに設置されている精算所（レジ）において、客が一括して代金の支払いを行うシステムになっていること。

商業統計調査でいう「セルフサービス方式採用」の事業所とは上記条件による販売を売場面積の50%以上で行っている事業所をいう。

セルフサービス方式に該当する事業所の例として、総合スーパー、専門スーパー、ホームセンター、ドラッグストア、コンビニエンスストア、ワンプライスショップ、大型カー用品店などがある。

(12) **売場面積（小売業のみ）**

平成26年7月1日現在で、事業所が商品を販売するために実際に使用している売場の延床面積（食堂・喫茶、屋外展示場、配送所、階段、連絡通路、エレベーター、エスカレーター、休憩室、洗面所、事務室、倉庫等、また、他に貸している店舗（テナント）分は除く）をいう。

ただし、牛乳小売業（宅配専門）、自動車（新車・中古）小売業、建具小売業、畳小売業、ガソリンスタンド、新聞小売業（宅配専門）の事業所については売場面積の調査を行っていない。

(13) **年初及び年末商品手持額（法人事業所のみ）**

企業全体の商業事業所における平成25年年初及び年末現在に、販売の目的で保有しているすべての手持商品額（仕入時の原価による）。

(14) **年間商品仕入額（法人事業所のみ）**

平成25年1月1日から平成25年12月31日までの1年間の企業全体の商業事業所における企業外からの商品の仕入額をいう。したがって、自企業内の本支店間、支店相互間の振替移動を行った取引額は除く。

ただし、国外にある自企業の支店より輸入した場合は仕入額に含む。

4 各統計表の表章項目の説明及び留意点

(1) **共通事項**

ア 「売場面積」については、当該項目について調査をしていない牛乳小売業（宅配専門）、自動車（新車・中古）小売業、建具小売業、畳小売業、ガソリンスタンド及び新聞小売業（宅配専門）に属する事業所並びに訪問販売、通信・カタログ販売、インターネット販売等で売場面積の無い事業所は不詳となり、「-」で表記した。

イ 統計表中の「構成比」については、積み上げた数値とその合計値は端数処理の関係で必ずしも一致しない。

ウ 年間商品販売額、その他の収入額及び商品手持額の産業分類別数値については、千円単位で四捨五入を行い万円単位での金額表示をしているため、数値の積み上げが合計値と必ずしも一致しない。

エ 「個人」には「法人でない団体」を含む。

- (2) II調査結果の概要「表 30 商品販売方法別の年間商品販売額」、III統計表「第 4 表 産業小分類別、販売方法別の事業所数、年間商品販売額及び構成比」

ア 商品販売方法区分は、次のとおり。

① 現金販売

現金で商品を販売した場合をいう。なお、商品券、小切手、プリペイドカード、デビットカードによる販売も含む。

② 電子マネーによる販売

非接触型 IC カードで利用前にチャージを行うプリペイド方式により販売した場合をいう。なお、後払いのポストペイ方式により販売したものは、「③ 信用販売（イ 掛売・その他）」に含む。

③ 信用販売

a クレジットカードによる販売

信販会社等の提供する「クレジットカード」の利用により、商品をクレジット販売した場合をいう。

b 掛売・その他

上記の「クレジットカードによる販売」以外の信用販売をいう。

手形による取引、クレジットカードを用いない割賦販売、非割賦販売等をいう。

また、新聞、牛乳の月極販売もここに含む。

イ 商品販売方法別の年間商品販売額については、その割合をもとに計算した。

- (3) II調査結果の概要「表 29 小売業の商品販売形態別の事業所数及び年間商品販売額」、III統計表「第 5 表 産業小分類別、商品販売形態別の事業所数、年間商品販売額及び構成比」

ア 商品販売形態（小売業のみ）区分は、次のとおり。

① 店頭販売

店頭で商品を販売した場合をいう。なお、ご用聞き及び移動販売も含む。

② 訪問販売

訪問販売員等が家庭などを訪問して商品を販売した場合をいう。仮設会場での展示販売も含む。

③ 通信・カタログ販売

カタログ、テレビ・ラジオ等の媒体を用いてPRを行い、消費者から郵便、電話、FAX、銀行振込などの通信手段による購入の申込を受けて商品を販売した場合をいう。

④ インターネット販売

インターネットにより購入の申し込みを受けて商品を販売した場合をいう。

⑤ 自動販売機による販売

商業事業所が管理している自動販売機で商品を販売した場合をいう。

⑥ その他

生活協同組合の「共同購入方式」、新聞、牛乳などの月極販売及び上記以外の販売形態で商品を販売した場合をいう。

イ 商品販売形態区分の年間商品販売額については、その割合をもとに計算した。

- (4) III統計表「第 3 表 産業小分類別の事業所数、従業者数、年間商品販売額、その他の収入額、売場面積及び来客用専用駐車場台数」

来客用駐車場（小売業のみ）については、次のとおり。

平成 26 年 7 月 1 日現在で、来客の自動車を一時的に保管できる場所をいう。

なお、ガソリンスタンドについては調査をしていない。

ア 専用駐車場

自己所有又は契約等により、その事業所が単独で利用できる来客用の駐車場をいう。

イ 共用駐車場

他の事業所等と共用で使用しており、その事業所が単独で利用できる区画が明確になっていない来客用の駐車場をいう。

ウ 収容台数

専用駐車場で満車の状態で収容できる台数をいい、一日の延べ収容台数ではない。

(5) II 調査結果の概要「表 27 チェーン組織への加盟状況」

チェーン組織（小売業のみ）区分については、次のとおり。

ア フランチャイズ・チェーン加盟事業所

事業所（フランチャイジー）が他の事業所（フランチャイザー（本部））との間に契約を結び（加盟）、フランチャイザーの商標や経営のノウハウを用いて、同一イメージのもとに商品の販売等を行っている事業所をいう。

イ ボランタリー・チェーン加盟事業所

事業所が同一業種の事業所同士で本部を中心に共同仕入れ、配送、宣伝、売り出しなどを行う共同事業に加盟している事業所をいう。

ウ いずれにも加盟していない事業所

上記ア、イに含まれない事業所をいう。例えば、レギュラー・チェーン（直営店）、自動車メーカーの特約店、家電メーカーの販売店、元卸系列のガソリンスタンドなど。

(6) III 統計表「第 6 表 産業小分類別、仕入先別の年間商品販売額及び構成比（法人事業所のみ）」

仕入先については、次のとおり。

ア 本支店間移動

自企業内の本支店間、支店相互間又は自企業の他の場所にある工場などから帳簿上、商品の振替えを行った場合。

イ 自店内製造

事業所が小売販売するためにその場所で商品を製造した場合。

ウ 生産業者

① 親会社

自社の議決権の 50%を超えて直接所有する会社（生産業者）から商品を直接仕入れた場合。（50%以下であっても、自社を子会社とする連結財務諸表を作成している場合は、当該連結財務諸表において、自社の直近上位に位置する会社も含む。）

② その他の生産業者

上記アを除く生産業者から商品を直接仕入れた場合。

エ 卸売業者・その他

他企業の卸売業者、小売業者から仕入れた場合及び生産業者直営の支店、営業所などの販売事業所から仕入れた場合。

オ 国外（直接輸入）

自社（自分）名義で通関手続を行って国外から商品を直接仕入れた場合。

カ 仕入先別割合の金額は法人事業所のみについて、便宜上、調査票 B 及び調査票 C（事業所調査票）の調査項目中の「年間商品販売額」の合計に「年間商品仕入額の仕入先別割合（%）」を乗じて算出した。

- (7) Ⅲ統計表「第7表 産業小分類別、販売先別の年間商品販売額及び構成比（法人事業所のみ）」販売先については、次のとおり。
- ア 本支店間移動
自企業内の本支店間、支店相互間又は自企業の他の場所にある工場などに帳簿上、商品の振替えを行った場合。
 - イ 卸売業者
他の卸売業者に商品を卸売した場合。
 - ウ 小売業者
小売業者に商品を卸売した場合。
 - エ 産業用使用者・その他
産業用使用者（建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁など）に業務用として商品を卸売した場合。
 - オ 国外（直接輸出）
自社（自分）名義で通関手続を行って国外へ商品を直接輸出した場合。
 - カ 販売先別割合の金額は法人事業所のみについて、調査票B及び調査票C（事業所調査票）の調査項目中の「年間商品販売額」の卸売販売額に「年間商品販売額のうち卸売販売額の販売先別割合（%）」を乗じて算出した。

5 その他

統計表中の「―」は該当数値がないもの及び分母が0のため計算できないもの、「0」及び「0.0」は四捨五入による単位未満、「▲」はマイナスの数値を表している。

「X」は事業所数が1又は2に関する数値で、これをそのまま掲げると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがあるため秘匿した箇所であるが、事業所数が3以上に関する数値であっても、前後の関係から秘匿の数値が判明する箇所も同様に秘匿している。

6 問い合わせ先

この報告書の内容についてのお問合せは、下記までお願いいたします。

〒 323 - 8686 栃木県小山市中央町1丁目1番1号
小山市総務部行政経営課統計係
電話 0285 - 22 - 9312